

大口町介護保険に係る情報提供制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大口町が行う介護保険の要介護認定、要支援認定に関連する資料を要介護認定、要支援認定を受けた被保険者（以下「認定者」という。）又は、その代理人に提供することにより、認定者の心身、環境、医療等の状況に応じた最適な居宅サービス計画又は施設サービス計画（以下「介護サービス計画」という。）の作成を図り、これに基づく良質な介護サービスの提供に資するとともに、当該資料に関する個人情報を保護することを目的とする情報提供制度（以下「制度」という。）について定めるものとする。

(対象資料)

第2条 この制度により提供を行う資料（以下「資料」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、第2号の資料については、主治医の同意がある場合に限り提供する。

- (1) 認定調査票（概況調査、基本調査及び特記事項）
- (2) 主治医意見書
- (3) 一次判定結果

(対象者)

第3条 前条に規定する資料の提供は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号の者からの申請に基づいて行うものとする。

- (1) 認定者
- (2) 認定者の3親等以内の親族
- (3) 認定者と居宅介護支援又は居宅介護予防支援の提供に係る契約を締結している地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員
- (4) 認定者と施設サービスの提供に係る契約を締結している介護保険施設の施設長
- (5) 認定者が成年後見被後見人の場合における法定代理人

(申請)

第4条 前条に規定する者が資料提供の申請を行うときは、要介護認定、要支援認定の資料提供申請書（別紙様式。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書を提出した者（以下「申請者」という。）が、認定者以外の場合には、申請書の本人同意欄に当該資料を町長が提供することに同意する旨の認定者の署名を受けなければならない。

3 申請者が前条第3号、第4号又は第5号に該当する場合には、当該申請者が前条第3号又は第4号に規定する者に該当することを証する書類を申請と同時に提示しなければならない。

（資料の提供）

第5条 町長は、前条による申請を受けたときは、第3項に該当する場合又はその場で資料の提供ができない特段の事情がある場合を除き、速やかに申請に係る資料の写しを交付する。この場合において、第2条第3号の資料については当該申請書の一次判定結果欄に結果を記載した写しを交付する。

2 前項により交付する写しの部数は、認定者1人につき1部とする。

3 第1項の資料（当該申請書の一次判定結果欄に結果を記載した写しを除く。）の提供は、介護認定審査会の審査判定が終了するまでの間にあつては、これを行うことができない。

（遵守事項）

第6条 資料の提供を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 資料中、認定者の情報（以下「情報」という。）を認定者本人に係る介護サービス計画の作成以外の目的に使用しないこと。

(2) 情報を他の者に知らせ若しくは提供しないこと。ただし、認定者から文書にて同意を得た場合を除く。

(3) 第3条第3号又は第4号に該当する者は、その管理下の職員又は職員であった者が、前2号の行為を行わないよう必要な措置を講ずること。

(4) 資料を認定者本人の同意を得ることなく、介護サービス計画の作成以外の目的で複写し、又は複製しないこと。

(5) 資料を厳重に管理し、紛失又は破損しないよう適正な保管に努めるとともに、資料を紛失又は破損した場合は、直ちに認定者及び町長に連絡し、その指示に従い善処すること。

(6) 認定者との居宅介護支援又は居宅介護予防支援又は施設サービスの提供に係る契約関係が終了した場合、その他資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料（複写し、複製したものを含む。）を本人若しくは大口町に提出するか又は責任をもって廃棄すること。

(7) 認定者又は町長から資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じること。

（遵守事項違反に対する措置）

第7条 町長は、資料の提供を受けた者が前条各号に規定する事項を遵守しなかった場合は、第5条第1項の規定にかかわらず、以後、この制度による資料の提供を行わないことができる。

（その他必要な事項）

第8条 この要綱に定めるもののほか、制度の実施について必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成12年2月17日大口町告示第12号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成12年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日大口町告示第96号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第29号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別紙様式（第4条関係）

要介護認定、要支援認定の資料提供申請書

年 月 日

大口町長 様

大口町介護保険の要介護認定、要支援認定に係る情報提供制度要綱の規定により、次のとおり申請します。なお、資料の提供を受けた際は、裏面記載の遵守事項を守り、私の責任で資料を適正に管理することを約束します。

申請者	氏名		被保険者との関係	<input type="checkbox"/> 本人
	事業所・施設名称			<input type="checkbox"/> 親族（ ）
	住所 (所在地)			<input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者 <input type="checkbox"/> 介護保険施設 <input type="checkbox"/> 法定代理人

被保険者	氏名		被保険者番号	
	生年月日			
	住所			
提供資料	<input type="checkbox"/> 認定調査票（基本調査） <input type="checkbox"/> 認定調査票（特記事項） <input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 一次判定結果			

〔本人同意欄〕

私は、上記の申請者が、大口町が保有する私の上記資料について、申請者に提供することに同意します。

本人署名 _____

一次判定結果※	要支援・要介護
---------	---------

※一次判定結果は、介護認定審査会の結果により変更となる場合があります。

(裏 面)

遵 守 事 項

1. 私は、提供を受けた資料に係る被保険者（以下「認定者」という。）の情報（以下「情報」という。）を認定者の居宅サービス計画又は施設サービス計画（以下「介護サービス計画」という。）の作成以外の目的には使用しません。
2. 私は、情報を認定者の文書による同意を得ることなく、認定者以外の者に知らせ若しくは提供することはしません。
3. 私は、職員又は職員であった者が、上記の1及び2に記した行為を行わないよう必要な措置を講じます。
4. 私は、本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を介護サービス計画の作成以外の目的で複写し、又は複製しません。
5. 私は、提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失、破損しないよう適正な保管に努めるとともに、提供を受けた資料を紛失又は破損した場合は、直ちに認定者及び町長に連絡し、その指示に従い善処します。
6. 私は、認定者との居宅介護支援、居宅介護予防支援又は施設サービスの提供に係る契約関係が終了した場合、その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料（複写し、複製したものを含む。）を本人若しくは大口町に提出するか又は、責任をもって廃棄します。
7. 私は、認定者又は町長から提供資料の提示又は提供若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じます。

(注) 上記の遵守事項に違反した場合、今後の資料提供が受けられなくなる場合があります。